

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第5号

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<u>(昇給の号給の適用)</u>			
<u>第14条 条例第6条第5項の市長の定める職員は、57歳を超える職員とする。</u>			
(最高号給を受ける職員についての適用除外)		(最高号給を受ける職員についての適用除外)	
第15条 <省略>		第14条 <省略>	
(復職時等における号給の調整)		(復職時等における号給の調整)	
第16条 <省略>		第15条 <省略>	
別表第1 <u>(第2条関係)</u>		別表第1 <u>級別標準職務表 (第2条関係)</u>	
<u>級別標準職務表</u>			
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1級	技能員、用務員又は調理員の職務	1級	技能員、 <u>寮母</u> 、用務員又は調理員の職務
2級	<u>一定の技能又は経験を必要とし、指導に従い業務をする技能員、用務員又は調理員の職務</u>	2級	<u>高度の技能又は経験を必要とする技能員、寮母、用務員又は調理員の職務</u>
3級	<u>高度の技能又は経験を必要とし、他者からの指導を受けることなく業務をす</u>	3級	<u>相当高度の技能又は経験を必要とする技能員、寮母、用務員又は調理員の職</u>

	ることができる技能員、用務員又は調理員の職務		務
4級	特殊で専門的な技能又は経験を有し、かつ、他者の指導をするとともに業務をすることができる技能員、用務員又は調理員の職務	4級	特殊で専門的な技能又は経験を必要とする技能員、寮母、用務員又は調理員の職務
5級	4級の職務に加え、所属長を補佐し、業務の統括及び運営する役割を担い、かつ、他者の監督をするとともに業務をすることができる技能員、用務員又は調理員の職務		
別表第2（第3条関係） 初任給基準表		別表第2（第3条関係） 初任給基準表	
職種	初任給	最高給料	経験年数換算
技能員 用務員 調理員	1級 1号給	1級 49号給	業務又は就労経験のある者の初任給は、それらの者の年齢16歳を超える就労年数2年を4号給として換算し、初任給欄の号給より上位の号給とする。
			備考 <省略>
別表第3（第16条関係） 休職期間等調整換算表		別表第3（第15条関係） 休職期間等調整換算表	
<省略>		<省略>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。